



특허법인 아주양현(AJU Kim Chang Lee)은 한국을 대표하는 지식재산권 전문로펌의 名家임을 자부합니다.



2009年度 法律改正の概要

서울시 강남구 역삼동 648번지
허바허바빌딩 6층
TEL : 02-3016-5000
FAX : 02-3016-5050



韓国特許法の改正 2009年7月1日から施行

1. 補正に対する制限要件の緩和

- a. 最後拒絶通知後の補正において、特許請求の範囲を減縮する補正は、請求の範囲の実質的な変更として見なされず、よって、補正が許容される。
- b. 新規事項追加補正による最終拒絶理由通知或いは拒絶決定以降でも、新規事項を削除し、その補正前の特許請求の範囲に戻すことができる。
- c. 補正制限緩和制度は、2009年7月1日以降の補正件より適用。



韓国特許法の改正 2009年7月1日から施行

2. 特許拒絶決定以降の再審査請求制度の導入

- a. 審査官の拒絶決定以降、出願人が特許審判院に不服審判を請求する代わりに、再審査制度により審査官に再び審査を受けることが可能となり、出願人の時間と費用が節減できる。
- b. 前記再審査請求は2009年7月1日以降の出願件より適用。



韓国特許法の改正 2009年7月1日から施行

3. 分割出願可能時期の拡大

- a. 審査官の拒絶決定送達日より30日以内に、不服審判の請求無くしても分割出願を可能とする。
- b. 現行制度では、分割出願は、補正可能期間内にのみ可能であり、審査官の拒絶決定後は不服審判を請求しない限り分割出願が不可能であった。
- c. 前記分割出願可能時期の拡大は2009年7月1日以降の出願件より適用。



韓国特許法の改正 2009年7月1日から施行

4. 審査官による職権補正制度の導入

- a. 審査官は、明細書上のわずかな間違いを職権で補正することができ、補正された事項を出願人に通知し、確定を受けることとなる。
- b. 審査官職権補正制度は2009年7月1日以降特許決定となる件より適用。



韓国特許法の改正 2009年7月1日から施行

5. 追加納付料の差等制度の導入

- a. 特許料の納付の遅延により追納する場合、追加納付料は納付期間の経過日数により差等納付するようにし、追加納付金額は原金額の2倍を超えないようにする。
- b. 前記追加納付料の差等制度は2009年7月1日以降特許料を追加納付する件より適用される。



韓国における早期権利化の方法

- a. **優先審査**：一定の要件を満たした出願に対して、他の出願よりも優先的に審査する制度であり、優先審査申請日を基準に3ヶ月以内に審査が行われる。
- ① 出願公開後に第3者が業として出願発明を実施[先行技術調査不要]
 - ② 先行技術調査を自ら実施し、優先審査申請要件を満たした場合
 - ③ 特許審査ハイウェイ要件を満たした場合[韓-日間' 07.4.1~]
 - ④ 先行技術調査専門機関に依頼した場合[全ての出願件が対象]



韓国における早期権利化の方法

b. ‘グリーン技術’ 超高速審査 :

- ・2009. 10より国の支援・認証等を受けた‘グリーン技術’、又は公害防止に有用な環境関連の‘緑技術’の何れかに該当した場合
- ・専門機関の先行技術調査を満足させなければならない(専門機関に先行技術調査を依頼した場合、1ヶ月以内に結果を提供)。
 - 上記の2つの要件を同時に満たす場合にのみ申請可能。
 - 2011年より環境関連法令に定める‘環境関連グリーン技術’の特許出願のみが対象となる。

c. 処理期間の比較

- ・超高速審査: 1ヶ月
- ・優先審査: 3ヶ月
- ・一般審査: 18ヶ月



その他

1. K-PIONの新しいサービス

韓国特許庁は、外国審査官が審査時に韓国内特許文献を参考できるよう韓-英機械翻訳による国内特許文献の英文提供サービス（K-PION）を実施しているが、2008年12月8日より韓国特許文献全体のテキストに対し本サービスを拡大実施している。K-PION使用者は、英文キーワード検索を通じて韓国特許公報及び実用新案公報を検索することができる。

2. 優先権証明書類の電子的交換制度

2008年10月14日より韓国特許庁は、米国特許商標庁とパリ条約に基づいた優先権主張を伴う特許・実用新案出願に対し、優先権証明書類を電子的に交換することとなった。

韓国特許庁と日本特許庁は2002年8月以降より優先権証明書類の電子的交換制度を実施
韓国特許庁とヨーロッパ特許庁は2007年7月以降より優先権証明書類の電子的交換制度を実施